

スポーツクラブとびしま規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブの名称は、スポーツクラブとびしま（以下「クラブ」いう。）と称する。

(事務所)

第2条 クラブは、事務局を愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地 飛島村総合体育館内に置く。

(目的)

第3条 クラブは、子どもから高齢者までの誰もが日常生活においてスポーツ活動や文化活動を楽しめる環境を提供し、スポーツ実施率を向上させ、会員の健康増進に寄与するとともに、青少年の健全育成と高齢者のいきがづくりを図り、地域とともに歩むクラブとして、会員の生涯にわたるスポーツライフの実現を目的とする。

(事業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期的な日常スポーツ活動又は文化活動
- (2) 健康及び体力の増進を目指した活動
- (3) コミュニティーづくりや地域とのネットワークづくりを目指した活動
- (4) クラブに関する情報提供
- (5) 指導者又はリーダーの確保及び育成や各種研修会への参加
- (6) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成)

第5条 クラブは、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 運営会員 クラブの目的に賛同し、クラブの運営に参画する者
- (2) 一般会員 クラブの目的に賛同し、クラブの事業に参加する者
- (3) 賛助会員 クラブの目的に賛同し、事業を援助する者又は団体

(会員の資格)

第6条 クラブの会員になるためには、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者

(入会の拒否)

第7条 クラブは、前条の要件を満たしていないと認める場合は、クラブへの入会を拒むことができる。

(入会及び退会手続き等)

第8条 クラブに入会を希望する者は、別に定める手続きにより申込むものとし、入会后、入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

2 会員がクラブを退会する場合には、別に定める手続きにより届け出なければならない。

(会費等)

第9条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 年会費とは別に、事業に応じて別途参加費等を徴収することができる。

(年会費等の不返還)

第10条 既納した年会費等及び抛出金品は返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令又はクラブの定める諸規定に違反したとき。

(2) クラブの名誉を著しく毀損したとき。

第3章 組織

(役員)

第12条 クラブに次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事 5名以上20名以内

(4) 監事 2名以内

(選任等)

第13条 会長及び副会長は、理事の互選とし、総会で承認を得る。

2 理事は、運営会員をもってあてる。

3 監事は、運営会員の中から会長が委嘱するものとし、理事又はクラブの職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 会長は、クラブを代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) クラブの財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、クラブの業務又は財産に関し不正の行

為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はクラブの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第16条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(3) その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の解任をする場合においては、その役員に対し、総会の議決を求める前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 クラブに事務を処理するための事務局を設け、クラブマネージャーその他の職員を置く。

2 クラブマネージャーは、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

3 理事会の議決を経れば、会長とクラブマネージャーの兼務は妨げない。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 クラブの会議は、総会及び理事会とする。

2 前項に規定する総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、全会員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

(総会の機能)

第22条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会長及び副会長の選任の承認又は解任、職務及び報酬
- (6) 年会費及び受講料等の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 役員の数数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、役員の数数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 表決権は18歳以上の会員のみ行使することができる。

3 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、表決権を放棄したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 第20条第1項に定める理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事総数の過半数以上が参加を認めた者については、参加を認める。ただし、議決権は有しない。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会に議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席者（次条第2項の規定により、書面で表決権を行使した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 クラブの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 年会費及び参加費等

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 クラブの資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 クラブの会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の承認を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 クラブの事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(規約の変更)

第48条 クラブが規約を変更しようとするときは、総会に出席した役員のうち4分の3以上の多数による議決を得なければならない。ただし、次に掲げる事項

はこの限りでない。

- (1) 事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項

(解散)

第49条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 理事会の議決
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 破産

2 前項第1号の事由により、クラブが解散するときは、役員の数分の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 クラブが解散（破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、飛島村に譲渡するものとする。

第7章 自己の責任

(自己の責任)

第51条 会員はクラブの活動に際して、クラブの定める諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

2 前項の規定に背理して盗難、傷害、死亡等の事故が発生しても、クラブ又は指導者に対して損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第52条 会員は、クラブが推奨する普通傷害保険に加入しなければならない。

2 クラブは、その活動中の傷害又は死亡については、普通傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

3 普通傷害保険の未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

第8章 雑則

(細則)

第53条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月16日から施行する。

(任期等の特例)

2 クラブの設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この規約施行の日から平成27年3月31日までとする。

3 クラブの設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この規約施行の日から平成27年3月31日までとする。